

議会議案第1号

医療提供体制のより一層の強化を求める意見書

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、発出された緊急事態宣言について、本県では5月14日に、そして全国的には5月25日に解除となった。大きな苦痛を伴った県民・国民による社会経済活動等の自粛のほか、医療の最前線で昼夜を問わず奮闘している医療従事者及びその関係者の献身的な尽力により、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制に、一定の成果が現れているところである。

今後は、次の感染の波を抑止しつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていく必要があり、経済活動を再開させ、着実な回復を図っていくためには、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、今後の感染拡大に備えて医療提供体制のより一層の充実・強化を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 検査件数の急増に備え、人員削減等により業務過多となっている保健所や地方衛生研究所の体制強化のための支援を講ずること。
 - 2 感染症患者受入れを進める医療機関について、感染症患者専用病床に人員を集中することで生じる人員不足によるその他病床の休床や、入院患者の減少によって生じた収支悪化に対し財政支援するとともに、医療機関が人員不足解消のために復職を希望する看護師等を雇用する際、医療機関の負担増とならないよう財政支援を講ずること。
 - 3 感染症患者と接する医療従事者等への手当について、財政支援すること。
 - 4 医療従事者やその家族に対する偏見や差別の撲滅に向け、啓発活動を強化すること。
 - 5 公立・公的病院再編検討の先送りについて、再検討を行うに当たっては、地域の実情に即し、地域医療の最後のとりでとしての役割を担っていることを十分踏まえて行うこと。
 - 6 感染症患者の即時受入れ可能な病床を継続して確保するため、緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金の繰越しなど、柔軟な執行を認めるとともに、翌年度以降も継続して拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)		
内閣官房長官		

石川県議会